

福島第一原子力発電所 「通報基準・公表方法」の改訂について

< 参 考 資 料 >
2 0 2 0 年 7 月 2 2 日
東京電力ホールディングス株式会社
福島第一廃炉推進カンパニー

- 「福島第一原子力発電所 運用時、事故・トラブル等発生時の通報基準・公表方法」（以下、「通報基準・公表方法」という。）については、2013年9月の施行以降、設備の追加構築や実際の運用の状況変化等を踏まえ、適宜見直しを行っております。（前回更新：2018年10月22日）
- 震災から10年目を迎え、震災当初の緊急時対応から脱却し、設備面での維持・管理の強化や安全・品質面での向上に取り組んでおり、その一環として、原子炉注水設備等の安全確保設備におけるバックアップ設備の複数化による信頼度向上や、汚染水処理設備等における堰の設置、配管フランジ部への止水処置等による汚染水の系外漏えい防止などを行っています。
- また、燃料デブリ冷却状況の確認試験や使用済燃料プール水温度評価によって、万が一冷却が停止した場合においても、直ちにプラントに影響を及ぼすことがないことを評価しています。
- これらの信頼度向上策や技術的評価のほか、これまでの運用実績や過去に発生した従来の通報基準では判断しにくい内容等も踏まえ、廃炉作業の安全性への影響や迅速・的確な情報発信などの観点から「通報基準・公表方法」を改訂します。（2020年7月27日運用開始）
- 引き続き、通報公表基準については国や自治体とご相談しながら、迅速かつ適切な情報発信ができるよう適宜改訂してまいります。

2 . 見直しのポイント

○見直しに当たっての基本的な考え方

廃炉作業の安全性への影響や迅速・的確な情報発信などの観点から、これまでの運用実績等に加え、従来の通報基準では判断しにくい内容等についても、新たに通報基準へ追加します。

また、各系統・設備や環境への影響等も踏まえ、状態に進展性がないものや周辺設備・外部等への影響が小さいものについては、通報対象とせず今まで通り不適合として公表します。 ※1

(※1:不適合は2017年8月1日審議分より当社HPに掲載しています。)

○通報基準の追加・削除

- ・新たに通報基準へ追加する項目 : 19項目
- ・通報対象外とする項目 : 2項目
- ・条件付きで通報対象外とする項目 : 13項目

○主な見直し項目

- ・設備・機器等の停止に関するもの
- ・汚染水の漏えいに関するもの
- ・漏えい検知器の動作に関するもの
- ・油・危険物の漏えいに関するもの
- ・過去の発生事象を踏まえた見直し
- ・現状の運用実態等を踏まえた見直し
- ・その他記載の適正化など

3 . 主な見直し内容

①設備・機器等の停止

対象設備	トラブル・事故等分類	改訂前(現行の記載)	改訂後	通報基準(要否)	公表区分
原子炉圧力容器 ・格納容器注水 設備	ポンプ自動停止等 <P1>	●既設の設備で原子炉への注水ができない場合 (原子炉注水ポンプの停止後、常用原子炉注水系または非常用原子炉注水系による復旧が速やかにできない場合)		○	A B
	<P1>	ポンプが1台停止した場合又は停止する必要がある場合(原子炉注水ポンプは停止したものの、再起動又は他のポンプの自動起動により必要な注水量を確保できた場合)	●ポンプが1台停止した場合又は停止する必要がある場合(原子炉注水ポンプは停止したものの、再起動又は他のポンプの自動起動により必要な注水量を確保できた場合(は除く)) <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">条件付きで通報対象外</div>	○	C
	炉注流量変更等 <P1>	不具合対応のための計画的なポンプ停止	●不具合対応のための計画的なシステムの運用ポンプ停止(システムの切り替えが必要な場合) ・CST炉注ポンプを全台停止し、タービン炉注ポンプに切り替える場合など <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">条件付きで通報対象外</div>	○	E

3 . 主な見直し内容

<通報基準の見直し理由>

原子炉注水設備は、C S T 炉注やタービン炉注など複数系統を要しており、ポンプも複数台あることから、仮にC S T 炉注ポンプ 1 台が停止しても、速やかに予備機が自動起動すること等※²により、必要な注水量を確保できた場合には通報対象外とする。

※2：C S T 炉注ポンプ 1 台運転中（もう 1 台のC S T 炉注ポンプが待機状態）における停止の場合には、インターロックにより予備機（待機号機）が数秒程度で自動起動する。また、運転中の炉注ポンプが電源瞬停により停止した場合には、それまで運転していた炉注ポンプが自動起動する。いずれの場合も注水量の減少は一時的なものであり、必要な注水量は速やかに確保できる。

上記以外の条件の場合には、他の炉注ポンプは自動起動しない（系統構成を切り替えた上で手動起動することになる）ため、通報対象外とはならない。

また、不具合対応のための計画的な停止においても、C S T 炉注ポンプの全台停止など系統の運用を停止する場合（系統の切り替えが必要な場合）に通報することとする。

<公表区分の見直し理由>

燃料デブリ冷却状況確認（原子炉注水停止）試験の結果を踏まえて、原子炉注水設備が停止しても、実施計画で定める運転上の制限値であるR P V底部温度80℃に到達するのは「10日以上」と評価しており、原子炉の注水ができなくなっても直ちに冷温停止状態の維持に影響を与えるものではないことから、「原子炉注水系による復旧が速やかにできない場合」の公表区分を「A→B」に見直す。

< 参考 >

< 参考 >

従来は原子炉の冷却状態に不明な点が多いことから、保守的な条件に基づき原子炉注水停止時の温度上昇率を「約5℃/h」、RPV底部温度80℃への到達時間を「約10時間」※3と評価していたが、1～3号機で燃料デブリ冷却状況確認試験を行った結果、注水停止中の温度上昇率は最大で「約0.2℃/h」、到達時間は最短で「約10日」※3であり、従来の評価と比較して大幅に余裕があることが分かった。

※3：RPV底部の初期温度が約30℃の場合

燃料デブリ冷却状況確認（原子炉注水停止）試験結果

		1号機	2号機	3号機
試験期間		2019年10月	2019年5月	2020年2月
注水停止時間		約49時間	約8時間	約48時間
注水停止中の温度上昇	RPV底部	約0.2℃ (予測：最大8.7℃)	約1.0℃ (予測：約1.3℃)	約0.6℃ (予測：最大7.3℃)
	PCV	約0.6℃ (予測：最大0.4℃)	約0.1℃ (予測：約0.2℃)	約0.7℃ (予測：最大0.5℃)
温度上昇率（最大）		約0.01℃/h	約0.2℃/h	約0.01℃/h
【補足】従来の温度上昇率 (2020年6月7日時点)		約4.7℃/h	約4.2℃/h	約4.2℃/h

3 . 主な見直し内容

①設備・機器等の停止

対象設備	トラブル・事故等分類	改訂前(現行の記載)	改訂後	通報基準(要否)	公表区分
使用済燃料プール設備 使用済燃料プール冷却系(5・6号機、共用プール、1～3号機)	ポンプ等自動停止等 <P2>	(5・6号機、共用プール) 一次系又は二次系の不具合により冷却が停止した場合又は急遽停止する必要性が生じた場合	(5・6号機、共用プール) ●一次系又は二次系の不具合により冷却が停止した場合又は急遽停止する必要性が生じた場合(予備機へ切り替えが可能な場合を除く(停止切り替え)) 条件付きで通報対象外	○	B
	<P2>	(1～3号機) 一次系又は二次系の不具合により冷却が停止した場合又は急遽停止する必要性が生じた場合	(1～3号機) ●一次系又は二次系の不具合により冷却が停止した場合又は急遽停止する必要性が生じた場合(予備機へ切り替えが可能な場合を除く(停止切り替え)) 条件付きで通報対象外	○	D
	ポンプ等起動・停止 <P2>		(1～3号機、5・6号機、共用プール) 不具合対応のため計画的に冷却を停止する場合 新たに通報基準へ追加	○	E

備考欄の記載を削除する(5・6号機、共用プール)

- 復旧に時間を要する場合
- 復旧に時間を要しない場合

3 . 主な見直し内容

①設備・機器等の停止

対象設備	トラブル・事故等分類	改訂前(現行の記載)	改訂後	通報基準(要否)	公表区分
使用済燃料プール設備 使用済燃料プール冷却系(5・6号機、共用プール、1～3号機)	ポンプ等起動・停止	(5・6号機) 計画的な作業のためプール冷却を残留熱除去系(非常時熱負荷モード)と使用済燃料プール冷却系を切り替える場合	通報対象外	⊖ ×	その他
	<P2> <P2>	一次系又は二次系を計画的に停止する場合	通報対象外	⊖ ×	⊖ その他

<通報基準の見直し理由>

5・6号機及び共用プールの使用済燃料プール水温度については、冷却が停止しても実施計画で定める運転上の制限値(65℃)に到達するまでの時間が、使用済燃料プールからの放熱を考慮しない保守的な評価でも、「4日～7日程度」(夏場)であること、1～3号機の使用済燃料プール温度については、冷却が停止しても運転上の制限値(1号機:60℃、2・3号機:65℃)に到達しないことが確認できていることから、冷却が停止しても予備機への切り替え等により速やかに冷却が再開できる場合には通報対象外とする。

なお、速やかに冷却が再開できないと判断した時点で通報する。

計画作業等により冷却を計画的に停止する場合及び冷却を切り替える場合については、事前の温度評価により運転上の制限値に到達しない範囲で作業計画を立案していることから、通報対象外とする。

ただし、運用上の留意点にある「不具合対応のための計画的な停止」に該当する場合には通報対象とする。(1～3号機、5・6号機、共用プール)

3 . 主な見直し内容

<公表区分の見直し理由>

現状は復旧に時間を要するか否かで公表区分を分けているが、予備機への切り替えが可能な場合は通報対象外とすること、予備機への切替が不可能な場合には復旧に時間を要するか否か直ぐに判断できない可能性もあることから、公表区分「B」に統一することとする。

<参考>

5・6号機及び共用プールについて、2019年の夏場で最も高かった使用済燃料プール水温（初期温度）をもとに、実施計画で定める運転上の制限値（65℃）に到達するまでの時間を評価※4した結果、共用プールが4.4日で最も短かった。

なお、1～6号機使用済燃料プールから共用プールに使用済燃料を移動する場合には、対象号機に貯蔵している燃料集合体全数を共用プールに移動するという仮定のもと、崩壊熱などの評価条件を変更している。

号機	1号機	2号機	3号機	4号機	5号機	6号機	共用プール
到達日数	-	-	-		7.9日	7.8日	4.4日
初期温度	-	-	-		30.4	30.1	34.7

※4：2020年6月1日時点の崩壊熱をもとに評価

3 . 主な見直し内容

①設備・機器等の停止

対象設備	トラブル・事故等分類	改訂前(現行の記載)	改訂後	通報基準(要否)	公表区分
原子炉格納容器 内窒素封入設備	窒素ガス分離装置 (PSA) 自動停止 等 <P3>	原子炉格納容器／原子炉圧 力容器窒素ガス封入量への 影響あり	通報基準から削除(記載統一)	⊖	B-
		原子炉格納容器／原子炉圧 力容器窒素ガス封入量への 影響なし	●窒素ガス分離装置1台が停止 した場合(2台運転中の1台停 止や他の装置への切り替えなど 窒素ガスの供給に支障がない場 合は除く) 原子炉格納容器／原 子炉圧力容器窒素ガス封入量へ の影響なし 条件付きで通報対象外	○	C
	窒素ガス封入量に 一時的な変化を確 認 <P3>	不具合対応のための計画停 止	●不具合対応のため の 計画的に 運用停止する場合 (窒素ガス封入量に変化を与え る可能性がある場合) 条件付きで通報対象外	○	E

3 . 主な見直し内容

<通報基準の見直し理由>

窒素封入設備は、格納容器内水素濃度を上昇させないために原子炉格納容器／原子炉压力容器内へ窒素ガスを封入しているが、P S Aが停止し窒素ガス封入量が低下しても、直ぐに水素濃度の上昇には至らない。

現在の通報基準では、P S A自動停止等による窒素ガス封入量への影響の有無で判断することになっているが、通報連絡要綱の運用上の留意点にある「ただし、2台運転時に1台が停止した場合など、供給に支障がない場合は対象外とする。」の記載と整合するよう、『窒素ガス分離装置1台が停止した場合（2台運転中の1台停止や他の装置への切り替えなど窒素ガスの供給に支障がない場合は除く）』に修正して通報対象とする。

なお、P S A自動停止等の有無によらず、窒素ガス封入量の変化に伴い水素濃度や圧力に優位な変動があった場合には、現行の通報基準に照らして通報することとなる。

また、不具合対応のためにP S Aを計画的に停止する場合でも、窒素ガス封入量に変化を与えない場合には通報対象外とする。

3 . 主な見直し内容

①設備・機器等の停止

対象設備	トラブル・事故等分類	改訂前(現行の記載)	改訂後	通報基準(要否)	公表区分
電源関係	外部電源停止		● 1～4号側で使用中的外部電源が停止した場合(大熊線3号・4号が同時に停止)	○	B
	<P5>			新たに通報基準へ追加	
	外部電源停止		● 5, 6号側で使用中的外部電源が停止した場合(双葉線1号・2号が同時に停止)	○	B
	<P5>			新たに通報基準へ追加	
所内電源停止	<P5>	● 所内電源の停止により主要設備(原子炉注水、使用済燃料プール冷却、窒素ガス封入、水処理、モニタリングポスト、免震重要棟の維持)の動作状況に影響を及ぼす場合で復旧に時間を要する(1日以上)と見込まれる場合		○	A ※5
		● 所内電源の停止により主要設備(原子炉注水、使用済燃料プール冷却、窒素ガス封入、水処理、モニタリングポスト、免震重要棟の維持)の動作状況に影響を及ぼす場合で速やかに復旧できる場合		○	B ※5

※5 : *影響を及ぼした主要設備の動作状況(通報基準・公表方法)に応じて公表区分を決定する

<通報基準の見直し理由>

1～4号機又は5・6号機で使用している外部電源(大熊線/双葉線)が喪失しても、もう一方の外部電源(双葉線/大熊線)及び東電原子力線が正常であれば、LCO逸脱にはならないが、非常用ディーゼル発電機(D/G)が自動起動する事象であることから、通報対象とする。

<公表区分の見直し理由>

所内電源の停止により主要設備の動作状況に影響を及ぼした場合、各々の設備で公表区分を定めていることから、主要設備の影響度合いに応じて公表区分を決定することとする。

3 . 主な見直し内容

①設備・機器等の停止

対象設備	トラブル・事故等分類	改訂前(現行の記載)	改訂後	通報基準 (要否)	公表区分
原子炉格納容器ガス管理設備	設備停止 <P5>	1系統が停止するが、もう1系統で機能が維持出来ている場合	1系統が停止するが、もう1系統で機能が維持出来ている場合 (停止した系統を直ぐに復旧できる場合は除く) 条件付きで通報対象外	○	E

<通報基準の見直し理由>

「通報基準・公表方法」施行段階では、安全確保設備が停止した場合には、設備への影響度合いを考慮せずに通報対象としていたが、安全確保設備の信頼度向上や技術的評価も踏まえ、各系統・設備や環境への影響等に応じて通報基準を見直すこととした。

原子炉格納容器ガス管理設備においては、1系統が停止しても、もう1系統で監視（機能は維持）できている場合、プラントへの影響はないことから、停止した系統を直ぐに復旧できる場合には通報対象外とする。

3 . 主な見直し内容

①設備・機器等の停止

対象設備	トラブル・事故等分類	改訂前(現行の記載)	改訂後	通報基準(要否)	公表区分
汚染水処理設備等 汚染水処理設備(SARRY/ SARRY II / KURION) 淡水化装置(建屋内RO含む) 放射性液体廃棄物処理施設及び 関連施設 多核種除去設備(既設/増設/ 高性能) 雨水処理設備	設備停止 <P6>	汚染水処理設備(SARRY、KURION)が設備の異常やトラブル対応のために設備の運用を全て停止した場合(誤操作含む)	<ul style="list-style-type: none"> ●汚染水処理設備(SARRY、SARRY II、KURION)が設備の異常やトラブル対応のために設備の運用を全て停止した場合(誤操作含む) <ul style="list-style-type: none"> ・復旧に時間を要する(1日以上)場合 <p>【通報タイミング】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●復旧に時間を要する(停止が1日以上)と判断した時点又は停止期間が不明な場合はその時点から30分以内を目安に通報 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin-left: 20px;">条件付きで通報対象外</div>	○	C
	<P6>	淡水化装置(建屋内RO含む)が設備の異常やトラブル対応のために設備の運用を全て停止した場合(誤操作含む)	<ul style="list-style-type: none"> ●淡水化装置(建屋内RO含む)が設備の異常やトラブル対応のために設備の運用を全て停止した場合(誤操作含む) <ul style="list-style-type: none"> ・復旧に時間を要する(1日以上)場合 <p>【通報タイミング】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●復旧に時間を要する(停止が1日以上)と判断した時点又は停止期間が不明な場合はその時点から30分以内を目安に通報 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin-left: 20px;">条件付きで通報対象外</div>	○	C

3 . 主な見直し内容

①設備・機器等の停止

対象設備	トラブル・事故等分類	改訂前(現行の記載)	改訂後	通報基準(要否)	公表区分
汚染水処理設備等 汚染水処理設備(SARRY / SARRY II / KURION) 淡水化装置(建屋内RO含む) 放射性液体廃棄物処理施設及び関連施設 多核種除去設備(既設/増設/高性能) 雨水処理設備	設備停止 < P 6 >	多核種除去設備(既設、増設、高性能)が設備の異常やトラブル対応のために設備の運用を全て停止した場合(誤操作含む)	<ul style="list-style-type: none"> ●多核種除去設備(既設、増設、高性能)が設備の異常やトラブル対応のために設備の運用を全て停止した場合(誤操作含む) <ul style="list-style-type: none"> ・復旧に時間を要する(1日以上)場合 <p>【通報タイミング】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●復旧に時間を要する(停止が1日以上)と判断した時点又は停止期間が不明な場合はその時点から30分以内を目安に通報 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;">条件付きで通報対象外</div>	○	C

<通報基準の見直し理由>

「通報基準・公表方法」施行段階では、安全確保設備が停止した場合には、設備への影響度合いを考慮せずに通報対象としていたが、安全確保設備の信頼度向上や技術的評価も踏まえ、各系統・設備や環境への影響等に応じて通報基準を見直すこととした。

汚染水処理設備等においては、設備の運用を全て停止した場合でも、建屋滞留水と近傍サブドレン水位が逆転(運転上の制限を逸脱)するまで「1ヶ月程度」の余裕があり、汚染水処理が直ぐに逼迫する状況にはないことから、復旧に時間を要しない(停止が1日未満の)場合には通報対象外とする。

3 . 主な見直し内容

①設備・機器等の停止

対象設備	トラブル・事故等分類	改訂前(現行の記載)	改訂後	通報基準 (要否)	公表区分
地下水バイパス	排水停止 <P13>		<ul style="list-style-type: none"> ●トラブル等により排水を中断した場合、又は排水が自動停止した場合 ・移送ポンプ異常(排水自動停止) ・移送ポンプ出口放射線モニタ「高」(排水自動停止) 	○	D
				新たに通報基準へ追加	
サブドレン・地下水ドレン集水設備 サブドレン他浄化設備・移送設備	排水停止 <P13>		<ul style="list-style-type: none"> ●トラブル等により排水を中断した場合、又は排水が自動停止した場合 ・移送ポンプ異常(排水自動停止) ・移送ポンプ出口放射線モニタ「高」(排水自動停止) 	○	D
				新たに通報基準へ追加	

<通報基準の見直し理由>

地下水バイパス一時貯留タンクやサブドレン一時貯水タンクからの排水については通報対象であることから、排水作業中にトラブル等により排水を停止(中断)した場合には通報対象とする。

3 . 主な見直し内容

①設備・機器等の停止

対象設備	トラブル・事故等分類	改訂前(現行の記載)	改訂後	通報基準 (要否)	公表区分
陸側遮水壁	設備停止 <P13>	設備の異常やトラブル等により陸側遮水壁の運用を停止する場合	<ul style="list-style-type: none"> ●設備の異常やトラブル等により陸側遮水壁の片系又は両系の運用を停止する場合 ・計画外の冷凍機の全停止 ・ブライン供給ポンプ全台停止 (凍結管へのブライン供給ができない状況) ・ブラインの漏えいにより陸側遮水壁の運用継続に影響 	○	C

<通報基準の見直し理由>

陸側遮水壁の設備が停止した場合の具体的な内容を追記する。

また、陸側遮水壁は2系統（A・B系）にて半周ずつ凍結させていることから、片系又は両系が全停止した場合には通報対象とする。

なお、陸側遮水壁の設備が、全て運用（凍結管へのブライン供給）停止した場合でも、遮水壁自体は2ヶ月程度は凍結状態を維持できると評価している。

3 . 主な見直し内容

①設備・機器等の停止

対象設備	トラブル・事故等分類	改訂前(現行の記載)	改訂後	通報基準(要否)	公表区分
雑固体廃棄物 焼却設備	設備停止 <P14>	排気のモニタリングの結果、異常が認められ停止した場合	<ul style="list-style-type: none"> ●排気のモニタリングの結果、異常が認められ、雑固体廃棄物焼却設備が自動停止又は非常停止ボタンにより停止した場合 <ul style="list-style-type: none"> ・放射線管理設備ダストモニタA/B「放射能高高」警報発生(計器誤動作を除く) ・放射線管理設備ダストモニタ「動作不良」警報の両系発生 ・放射線管理設備ガスモニタA/B「放射能高高」警報発生(計器誤動作を除く) ・放射線管理設備ガスモニタA/B「動作不良」警報の両系発生 	○	C
	<P14>	設備の異常やトラブル等により、雑固体廃棄物焼却設備を非常停止した場合	<ul style="list-style-type: none"> ●設備の異常やトラブル等により、雑固体廃棄物焼却設備を自動停止又は非常停止ボタンにより非常停止した場合 <ul style="list-style-type: none"> ・サンプルラックで粒子状の放射性物質濃度を測定(頻度:1週間に1回)した結果、周辺監視区域外の空気中の放射性物質濃度の3カ月平均値が法令に定める周辺監視区域外における空気中の濃度限度を超えた場合 	○	C
	<P14>		<ul style="list-style-type: none"> ●設備の異常やトラブル等により、雑固体廃棄物焼却設備を自動停止又は非常停止ボタンにより非常停止した場合 <ul style="list-style-type: none"> ・放射線管理設備サンプルラック「重故障」警報の両系発生 	○	D

3 . 主な見直し内容

①設備・機器等の停止

対象設備	トラブル・事故等分類	改訂前(現行の記載)	改訂後	通報基準 (要否)	公表区分
雑固体廃棄物 焼却設備	設備停止 < P 1 4 >	設備の異常やトラブル等により、雑固体廃棄物焼却設備の運用停止期間が長期に至る場合、及び長期に至る可能性がある場合	<ul style="list-style-type: none"> ●設備の異常やトラブル等により、伴う雑固体廃棄物焼却設備の運用停止期間が長期に至る場合、及びにより、長期に至る保護衣等の焼却処分に支障を及ぼす等、保管計画を変更する可能性がある場合 <p>【通報タイミング】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●運用停止期間が長期に至るものことにより、保管計画の変更が必要(可能性含む)と判断した時点 	○	D

<通報基準の見直し理由>

雑固体廃棄物焼却設備の設備停止について、具体的な内容及び通報のタイミングを追記する。

3 . 主な見直し内容

②汚染水の漏えい

対象設備	トラブル・事故等分類	改訂前(現行の記載)	改訂後	通報基準 (要否)	公表区分
汚染水処理設備 汚染水貯留設備 等	水漏れの発見 (湯気を含む) < P 7 >	<ul style="list-style-type: none"> ・漏れた水が汚染水の場合(多核種除去設備の処理済水、タンクエリア内堰の雨水、5・6号機建屋滞留水、サブドレン・地下水ドレンの汲上水を含む) (予め養生を設けるなど管理された状態において水漏れを確認した場合を除く) ・漏れた水がすぐに「ろ過水」「水道水」「海水」と判断できない場合(汚染水を扱う設備の近傍における水漏れで汚染水が混入している可能性がある場合を含む) 	<ul style="list-style-type: none"> ●漏れた水が汚染水の場合 (多核種除去設備の処理済水、タンクエリア内堰の雨水、5・6号機建屋滞留水、サブドレン・地下水ドレンの汲上水、地下水バイパス水を含む) ●漏れた水がすぐに「ろ過水」「水道水」「海水」と判断できない場合 (汚染水を扱う設備の近傍における水漏れで汚染水が混入している可能性がある場合を含む) ※以下のような水漏れの場合は除く <ul style="list-style-type: none"> ・予め養生を設けるなど管理された状態において水漏れを確認した場合を除く ・弁グランド部等からの滲みや滴下程度の水漏れで、増し締め等の簡易な補修により速やかに漏えいを停止できる場合 ・堰内での水漏れで堰外への流出の恐れはなく、周辺にある設備や外部への影響もないと判断できる場合 (拭き取り等の簡易な処置により漏えい水を処理できる場合) 	○	C

3 . 主な見直し内容

②汚染水の漏えい

対象設備	トラブル・事故等分類	改訂前(現行の記載)	改訂後	通報基準(要否)	公表区分
汚染水処理設備 汚染水貯留設備 等	水漏れの発見 (湯気を含む) <P7> <P7>		<ul style="list-style-type: none"> ・ 堰外での水漏れで漏えい量が微量かつ範囲も限定的(その場に留まっている場合)であり、周辺にある設備や外部への影響がないと判断できる場合(微量とは1リットル程度) <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">条件付きで通報対象外</div>	○	C
					A
	<P8>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 漏れた水が明らかに「ろ過水」「水道水」「海水」と判断できる場合(環境に影響を与えない場合) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 漏れた水が明らかに「ろ過水」「水道水」「海水」と判断できる場合(環境に影響を与えない場合) ● 漏れた水が排水基準(散水基準)を満足していることが分かっている場合(環境に影響を与えない場合) 	×	その他
汚染水貯蔵設備 (タンク・配管・堰)	水たまりの発見 <P8>	● 汚染水の場合又は「雨水」「地下水」「結露水」とすぐに判断できない場合		○	C
					A
					B ※6
汚染水貯蔵設備 (タンク・配管・堰)	漏えい、溢水の発見 <P9>	● パトロール等においてタンク、連絡配管からの漏えい、堰内の水の溢水を確認した場合		○	C
					A
					B ※6

備考欄の記載も以下の通り変更

※6 : ●分析の結果、高濃度の汚染水(10⁵ベクレル/L以上)の場合で堰外へ漏えいした場合

3 . 主な見直し内容

<通報基準の見直し理由>

汚染水処理設備や貯留設備（タンク）周辺への堰の設置、移送配管フランジ部への型枠の設置など、汚染水を内包する機器・配管等に対して漏えい拡大防止や配管損傷防止、止水等の様々な処置を施していること、最近の漏えい事象は範囲や規模も限定的で周辺の設備や外部への影響がない場合が多い状況であることから、「予め想定される微少な漏えいの場合」等に該当するケースは通報対象外とする。

<公表区分の見直し理由>

堰内での漏えいの場合、周辺の設備や外部へ影響を及ぼす可能性は低いことから、高濃度の汚染水が堰外へ漏えいした場合に公表区分を「B」とすることとし、堰内での漏えいに留まっている場合には、公表区分は「C」のままとする。

3 . 主な見直し内容

③漏えい検知器の動作

対象設備	トラブル・事故等分類	改訂前(現行の記載)	改訂後	通報基準(要否)	公表区分
漏えい監視設備	漏えい検知器動作 <P8>	設備からの漏えいにより漏えい検知器が動作した場合 【通報タイミング】 検知器動作後30分以内を目安に通報	<ul style="list-style-type: none"> ●設備からの漏えいにより漏えい検知器が動作した場合(現場確認した上で判断) <ul style="list-style-type: none"> ・現場状況により速やかに現場を確認できない場合には、確認結果を待たずに通報 ・現場確認(webカメラによる確認を含む)の結果、漏えいを確認した場合は「水漏れの発見」に則り通報の有無を判断 【通報タイミング】 ●検知器動作後現場確認の結果30分以内を目安に通報 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;">条件付きで通報対象外</div>	○	C ※7
	<P8>	漏えい検知器が動作したが30分以内に <ul style="list-style-type: none"> ・誤発報の確認ができた場合 ・流入した雨水、結露水等による動作であることが確認できた場合 	<ul style="list-style-type: none"> ●漏えい検知器が動作したが30分以内に、以下の場合は除く <ul style="list-style-type: none"> ・誤発報の確認ができた場合 ・流入した雨水、結露水等による動作であることが確認できた場合 	×	その他

備考欄の記載も以下の通り変更

※7：●漏えいを確認した場合は「水漏れの発見」に則り公表区分を判断

3 . 主な見直し内容

<通報基準の見直し理由>

これまでの漏えい検知器動作の実績から、大雨時における雨水流入、結露水等による動作が多い状況であること、漏えい検知器廻りには堰等が設置されている場合が多く、直ぐに周辺の設備や外部へ影響を及ぼす可能性は低いことから、現在の漏えい検知器動作を起点とした通報から、現場確認等により汚染水漏れと判断したことを起点とした通報に見直しを実施する。

なお、天候の影響等により現場確認に時間を要する場合には、確認結果を待たずに通報する。

【参考】 2019年4月～2020年1月実績

漏えい検出器動作件数	: 54件 (通報実施: 28件)
・実際に汚染水が漏えいした件数	: 0件
・汚染水の漏えい以外だった件数	: 54件
(雨水、結露水、地下水、誤報等)	
(うち、台風19号・21号の影響によるもの: 23件)	

【補足】 雨水や結露等による漏えい検知器動作を防止・緩和するため、昨年の台風通過時に動作した漏えい検知器を抽出し、遠隔で現場状況を確認するためのWebカメラ設置や雨水流入箇所への止水処置、検知器周辺への土嚢設置等の短期的対策に加え、必要に応じて雨漏れ箇所への屋根の設置・修理やトラフ改造等の雨水流入防止対策、漏えい検知器の設置箇所の再検討（移設）等の中長期的対策を検討・実施する。

(短期的対策は2019年度に完了済み、中長期対策が必要な箇所については2020年度中に完了予定)

3 . 主な見直し内容

④油・危険物の漏えい

対象設備	トラブル・事故等分類	改訂前(現行の記載)	改訂後	通報基準 (要否)	公表区分
火災・発煙・油漏れ	油漏れ/ 薬液 (危険物) 漏れ / 有害物質 漏れ <P11>		<ul style="list-style-type: none"> ●有害物質等(有害物質、指定物質、生活環境に影響を与える物質)を含む水の漏えいが確認され、付近の側溝や排水路へ流出した場合、又は地下に浸透した場合 ※有害物質等とは、水質汚濁防止法第2条(水質汚濁防止法施行令)で定めているものを対象としており、汚染水は含まない。(汚染水の漏えいは「水漏れの発見」に則り通報の有無を判断する) 	○	C

新たに通報基準へ追加

<通報基準の見直し理由>

昨年10月に発生した「増設多核種除去設備での塩酸漏えい事象」においては、水質汚濁防止法上の事故報告対象にあたりと判断され、福島県相双振興局へ届出を行っていることから、有害物質等の漏えいにより届出が必要な事象については通報対象とする。

3 . 主な見直し内容

- 油・危険物漏れに対する検討
油・危険物漏れの発生状況としては、車両や重機からの軽微な油漏れや設備・機器等からの滴下など、漏えいの範囲や規模が限定的で周辺の設備や環境へ影響を及ぼさない場合が多く、そのような場合には自衛消防隊の出動や保守管理の範疇で対応が可能である。
- 消防への通報連絡の見直し
通報基準・公表方法の見直しには至らないものの、福島第一原子力発電所の火災リスクを踏まえた上で、消防への通報連絡について以下の通り運用を見直す。
 - ・日常管理の範囲で対応が可能な少量の油漏れや油の滴下跡など、火災に至る可能性が低い（または明らかに火災に至るリスクがない）と判断できるものについては、今後、消防への通報連絡は実施しない運用とする。
 - ・火災に至る可能性が低い事象を整理することで、消防へ通報連絡すべき事象（火災に至る可能性のある事象）を明確にし、より確実に通報連絡できるようにする。
 - ・なお、消防へ通報連絡（119番／一般回線）しない事象については、現行の通報基準に照らして25条通報の対象とはならない。
（事象によっては不適合公表となる）

3 . 主な見直し内容

- 消防へ通報連絡しないと判断するケース
漏れた油が少量であり、かつその場に留まっている（側溝や排水路への流れ込みやその形跡がない）場合は、火災に至る可能性は低いと判断する。
- 漏えいの程度が軽微で周辺の設備や環境への影響がない場合
 - ・ 車両や重機からの軽微な漏えい
 - ・ 点検等で残油を想定して設置した吸着マットや受皿等の範囲内での漏えい
 - ・ 回転機器等からの滴下は継続しているが、受け皿等の設置により管理された状態にできる場合
 - ・ 回転機器の軸受等からの潤滑油（グリス等）のにじみやはみ出し
- 油漏れの痕跡だけなど事象の進展性が認められない場合

3 . 主な見直し内容

⑤現状の運用実態等を踏まえた見直し

対象設備	トラブル・事故等分類	改訂前(現行の記載)	改訂後	通報基準 (要否)	公表区分
モニタリング ポスト ダストモニタ	放射性物質放出の 影響を確認 <P 3>	モニタリングポストの有意な上昇があった場合 (バックグラウンド平均+1マイクロシーベルト/時を目安とする)	<ul style="list-style-type: none"> ●モニタリングポストの有意な上昇があった場合(バックグラウンド平均+1マイクロシーベルト/時を目安とする) ・モニタリングポストは3月間のBG平均+1μSv/hを目安とする。 ・線量率表示器は設置地点毎に通常の変動幅を考慮して予め設定した値を超えた場合を目安とする。 	○	A
	<P 3>	モニタリングポストの欠測 (隣接2局以上かつ2時間以上継続)	<ul style="list-style-type: none"> ●モニタリングポストの欠測 (隣接する2局以上かつ2時間以上欠測が継続した場合) 	○	その他 ※8 C

※8 : 公表区分その他の場合 (備考欄に記載されていた内容) を別枠に記載

<通報基準の見直し理由>

モニタリングポストの優位な上昇に対する目安として、発電所構内に設置している線量率表示器を新たに明記する。なお、線量率表示器については、降雨など自然現象で線量率の変動がみられる。一般的に線量率の低い場所での変動は小さく、線量率の高い場所での変動は大きくなることから、「有意な上昇」として線量率表示器を設置する場所の線量率の変動幅を考慮して設定している。

(モニタリングポストの欠測は軽微な記載の適正化)

<参考> (設置地点毎の線量率表示器における「有意な上昇」の目安値

- ・ 5・6号防護本部及び4号南側法面 : 3ヶ月間のBG平均+1μSv/h
- ・ 3・4号西側法面及び事務本館南 : 3ヶ月間のBG平均+2μSv/h
- ・ 1, 2号海側及び3・4号海側 : 3ヶ月間のBG平均+3μSv/h

3 . 主な見直し内容

⑤現状の運用実態等を踏まえた見直し

対象設備	トラブル・事故等分類	改訂前(現行の記載)	改訂後	通報基準 (要否)	公表区分
モニタリング ポスト ダストモニタ	放射性物質放出の 影響を確認 < P 4 >		●敷地境界付近ダストモニタの機器異常で速やかに復旧できない場合(ダスト監視不能) ※2系統で測定している場合は、2系統ともに監視不能となった場合	○	D
	< P 4 >		●構内ダストモニタの機器異常で速やかに復旧できない場合(ダスト監視不能) ※2系統で測定している場合は、2系統ともに監視不能となった場合	○	D

新たに通報基準へ追加

新たに通報基準へ追加

<通報基準の見直し理由>

敷地境界・構内ダストモニタに機器異常(ダスト監視不能)が発生した場合の通報基準を明確化する。

3 . 主な見直し内容

⑤現状の運用実態等を踏まえた見直し

対象設備	トラブル・事故等分類	改訂前(現行の記載)	改訂後	通報基準 (要否)	公表区分
設備共通	安全上重要な機器 (5・6号機)の 故障 <P6>	安全上重要な機器に不具合 が発見された場合	通報基準から削除	⊖	⊖

<通報基準の見直し理由>

福島第一規則第18条(事故故障等の報告)の改正により、5・6号機に適用されていた「安全上重要な機器の技術基準不適合事象」及び「制御棒の意図しない動作事象」については報告対象から削除※9され、「安全上重要な機器」という扱いが無くなったことから、通報基準から削除する。

※9: 「廃炉作業に対するより効果的な規制を実施するため、5, 6号機も含めた1F全体を実施計画を中心として一体的に規制する」という国の方針に基づき、福島第一原子力発電所に関連する規則や告示等の一部が改正となった。(2020年4月1日施行)

3 . 主な見直し内容

⑤現状の運用実態等を踏まえた見直し

対象設備	トラブル・事故等分類	改訂前(現行の記載)	改訂後	通報基準 (要否)	公表区分
漏えい監視設備	排水路側溝放射線 モニタ警報発生等 <P8>	C排水路の下流に設置している構内側溝排水放射線モニタの指示値から汚染水等の漏えいの恐れがある場合	● B・C排水路、K排水路、A排水路、物揚場排水路の下流に設置している構内側溝排水路放射線モニタの指示値から汚染水等の漏えいの恐れがあるで高警報が発生した場合 (排水路内作業やモニタ周りの作業(点検、清掃等)による警報発生と把握している場合は除く)	○	C
			○	A ※10	
	<P8>		● B・C排水路、K排水路、A排水路、物揚場排水路の下流に設置している構内排水路放射線モニタで高警報が発生した場合で、現場確認又は分析の結果から汚染水等の漏えいの恐れがある場合 (フォールアウトによる影響及び排水路内作業やモニタ廻りの作業(点検、清掃等)による警報発生と把握している場合は除く)	○	C
			○	A ※10	

新たに通報基準へ追加

※10 : 公表区分Aの場合(備考欄に記載されていた内容)を別枠に記載

3 . 主な見直し内容

⑤現状の運用実態等を踏まえた見直し

対象設備	トラブル・事故等分類	改訂前(現行の記載)	改訂後	通報基準 (要否)	公表区分
漏えい監視設備	排水路側溝放射線 モニタ警報発生等 < P 8 >	C排水路の下流に設置している構内側溝排水放射線モニタの故障による欠測	<p>● B・C排水路、K排水路の下流に設置している構内側溝排水放射線モニタの故障による欠測 (速やかに復旧できない場合)</p> <p>※2系統ともに監視不能となった場合 (A排水路及び物揚場排水路は1系統のため、監視不能となった場合は手分析(1日1回以上実施)により汚染水が排水路に流入したことを確認した場合に通報)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;">条件付きで通報対象外</div>	○	D

<通報基準の見直し理由>

K排水路、A排水路、物揚場排水路に設置する放射線モニタにより、汚染水漏えい検知の運用を開始することから、通報基準に反映する。

(K排水路は2020年1月31日、A排水路及び物揚場排水路は2020年3月19日より運用開始)

なお、B・C排水路及びK排水路には、ベータ(β)線だけを独立して検知するモニタを設置している。

また、構内排水路放射線モニタで警報が発生した場合及び監視不能となった場合の通報基準を明確化する。

3 . 主な見直し内容

<補足>

A排水路と物揚場排水路については、B・C排水路やK排水路と比較し、流域の汚染水保有量が少なく、堰の設置や配管のPE管化等の漏えい防止対策も実施されており、故障による一時的な欠測期間中に汚染水が排水路に流入するリスクは十分低いことから、放射線モニタ1系統での運用としている。

このため、放射線モニタが欠測した場合には、従来の運用通り、実施計画に基づく手分析（1日1回以上）を行うことにより濃度を確認する。

3 . 主な見直し内容

⑤現状の運用実態等を踏まえた見直し

対象設備	トラブル・事故等分類	改訂前(現行の記載)	改訂後	通報基準(要否)	公表区分
使用済燃料乾式 キャスク仮保管 設備	キャスク仮保管施設の異常 <P9>	キャスクの表面温度、密封圧力に異常が認められた場合	<ul style="list-style-type: none"> ●キャスクの表面温度、蓋間密封圧力に異常が認められた場合 ・警報「表面温度異常」が発生した場合、又は指示変動を確認し異常と判断した場合(計器の誤動作を除く) ・蓋間圧力が変動している場合(監視計器2系統の両方が変動し、異常と判断した場合) 	○	B
	<P9>		<ul style="list-style-type: none"> ●キャスクの表面温度、蓋間圧力が監視不能となった場合(現場で表面温度、蓋間圧力が確認できる場合は除く) 	○	B
	<P9>		<ul style="list-style-type: none"> ●保管エリア内のエリア放射線モニタの指示値に有意な変動が確認された場合(計器の誤動作を除く) ●放射線モニタ「高」警報が発生した場合(計器の誤動作を除く) 	○	B
	<P9>		<ul style="list-style-type: none"> ●保管エリア内のエリア放射線モニタが全て監視不能となった場合 	○	B

新たに通報基準へ追加

新たに通報基準へ追加

新たに通報基準へ追加

<通報基準の見直し理由>

キャスク仮保管施設の異常に関する具体的内容の記載及び監視不能となった場合の通報基準を明確化する。

3 . 主な見直し内容

⑤現状の運用実態等を踏まえた見直し

対象設備	トラブル・事故等分類	改訂前(現行の記載)	改訂後	通報基準 (要否)	公表区分
放射性物質の除染設備	放射性物質の排出 <P10>		●設備の故障等により建屋内にて放射性物質の排出が発生した場合、又は発生した可能性がある場合	○	D
					C ※11

新たに通報基準へ追加

※11：公表区分Cの場合（建屋外への排出を確認した場合、又は排出した可能性がある場合）を別枠に記載

<通報基準の見直し理由>

過去に発生した「大型機器除染設備でのラプチャディスク破損事象」を踏まえ、設備の故障等による放射性物質の排出が発生した場合の通報基準を明確化する。

対象設備	トラブル・事故等分類	改訂前(現行の記載)	改訂後	通報基準 (要否)	公表区分
設備共通	作業員の安全確保 <P12>		●設備上の不具合等により作業員を退避させた場合、又は人の立ち入りを制限した場合	○	E

新たに通報基準へ追加

<通報基準の見直し理由>

過去に発生した大型機器除染設備でのラプチャディスク破損に伴う作業員の退避や硫化水素発生に伴う人の立ち入り規制等を踏まえ、作業員の安全を確保すべき事態が発生した場合には通報対象とする。

3 . 主な見直し内容

⑤現状の運用実態等を踏まえた見直し

対象設備	トラブル・事故等分類	改訂前(現行の記載)	改訂後	通報基準 (要否)	公表区分
被ばく関係	内部取込の可能性 <P10>	内部取込みの可能性がある場合 ・首より上に汚染が確認され、聞き取り調査結果から内部取込の可能性があると判断した時 ・鼻腔スミヤで汚染が検出された時 ・ホールボディカウンタ測定結果から内部取込の可能性があると判断した時	<ul style="list-style-type: none"> ●内部取込みの可能性がある場合 ・首より上に汚染が確認され、聞き取り調査結果から内部取込の可能性があると判断した時 ・鼻腔スミヤで汚染が検出された時 ・ホールボディカウンタ測定結果から内部取込の可能性があると判断した時 ・負傷により傷口等に汚染が確認され、除染できず内部被ばくの可能性があると判断した時 	○	E
					C

新たに通報基準へ追加

<通報基準の見直し理由>

昨年発生した「現場パトロール時の左足負傷による汚染事象」を踏まえ、同様な事象が発生した場合の通報基準を明確化する。

3 . 主な見直し内容

⑤現状の運用実態等を踏まえた見直し

対象設備	トラブル・事故等分類	改訂前(現行の記載)	改訂後	通報基準 (要否)	公表区分
サブドレン・地下水ドレン集水設備 サブドレン他浄化設備・移送設備	水位低下 <P13>		● 運転上の制限からの逸脱 ・ サブドレン水位 ≤ 建屋内滞留水水位 となった場合	○	B
	水位上昇 <P13>		● 汲上水が地表面へ溢水した場合	○	D
	水漏れの発見 <P13>		● 汲上水が設備外へ流出した場合 ※排水基準を満足していることが確認 された場合を除く	○	C

新たに通報基準へ追加

新たに通報基準へ追加

新たに通報基準へ追加

<通報基準の見直し理由>

サブドレン・地下水ドレン設備における水位変動や水漏れが発生した場合の通報基準を明確化する。

3 . 主な見直し内容

⑤現状の運用実態等を踏まえた見直し

対象設備	トラブル・事故等分類	改訂前(現行の記載)	改訂後	通報基準 (要否)	公表区分
雑固体廃棄物焼却設備	放射性物質の漏えい < P 1 4 >		<ul style="list-style-type: none"> ● 焼却設備の故障により焼却設備から気体状の放射性物質の漏えいが発生した場合。ただし、建屋内への漏えい及び排ガスフィルターの下流からの漏えいは除く。 ● 焼却設備の故障により放射性物質に汚染された液体が漏えいした場合。なお、排ガスフィルターの下流からの漏えい、予め液体漏えいを想定した設備内及び区域（養生等により拡大防止がなされている場所）を除く。 ● 焼却設備の故障により焼却灰が漏えいした場合。なお、予め焼却灰の漏えいを想定した設備内及び区域（養生等により拡大防止がなされている場所）を除く。 	○	C

新たに通報基準へ追加

<通報基準の見直し理由>

雑固体廃棄物焼却設備の故障によって気体・液体・固体状の放射性物質が漏えいした場合の通報基準を明確化する。

3 . 主な見直し内容

⑥その他記載の適正化など

対象設備	トラブル・事故等分類	改訂前(現行の記載)	改訂後	通報基準 (要否)	公表区分
発電所の防災業務計画に基づく警戒事象通報、原災法に基づく第10条通報、第15条報告及び第25条報告による					
※以下に第25条に基づく報告項目を記す(原子力災害対策特別措置法より一部抜粋)					
・第25条(原子力事業者の応急措置)					
<ol style="list-style-type: none"> 1 原子力防災管理者は、その原子力事業所において第十条第一項の政令で定める事象が発生したときは、直ちに、原子力事業者防災業務計画の定めるところにより、当該原子力事業所の原子力防災組織に原子力災害の発生又は拡大の防止のために必要な応急措置を行わせなければならない。 2 前項の場合において、原子力事業者は、同項の規定による措置の概要について、原子力事業者防災業務計画の定めるところにより、内閣総理大臣及び原子力規制委員会、所在都道府県知事、所在市町村長並びに関係周辺都道府県知事(事業所外運搬に係る事象の発生の場合にあっては、内閣総理大臣、原子力規制委員会及び国土交通大臣並びに当該事象が発生した場所を管轄する都道府県知事及び市町村長)に報告しなければならない。この場合において、所在都道府県知事及び関係周辺都道府県知事は、関係周辺市町村長に当該報告の内容を通知するものとする。 					
<P1>					

<記載の見直し理由>

原災法第25条第1項については、第2項(防災業務計画)に基づき報告する必要があるため、その報告項目を明記する。

3 . 主な見直し内容

⑥その他記載の適正化など

対象設備	トラブル・事故等分類	改訂前(現行の記載)	改訂後	通報基準 (要否)	公表区分
使用済燃料プール設備 使用済燃料プール冷却系 (5・6号機、 共用プール、1 ～3号機)	漏水 スキマサージタンク等水位変動 <P2>	使用済燃料プールからの漏水	●使用済燃料プールからの 継続的な 漏水 ・ 漏えいが継続している場合	○	A

<記載の見直し理由>

地震の影響等による使用済燃料プールからの一時的な溢水については、「水漏れの発見」や「水たまりの発見」で判断することから、本通報基準は継続的な漏水の場合に判断することを明記する。

3 . 主な見直し内容

⑥その他記載の適正化など

対象設備	トラブル・事故等分類	改訂前(現行の記載)	改訂後	通報基準 (要否)	公表区分
モニタリングポスト ダストモニタ	放射性物質放出の影響を確認 <P 4>	●敷地境界付近のダストモニタで高警報が発生した場合 (2系統での測定箇所は、2系統とも高警報が発生又は1系統で高警報が発生し、他の1系統に有意な変動がある場合)	●敷地境界付近のダストモニタで高警報が発生した場合 ※(2系統での測定箇所している場合は、2系統ともに高警報が発生また又は1系統で高警報が発生し、他の1系統に有意な変動がある場合)	○	C
	<P 4>	構内ダストモニタで高高警報が発生した場合	●構内ダストモニタで高高警報が発生した場合 ※2系統で測定している場合は、2系統ともに高高警報が発生又は1系統で高高警報が発生し、他の1系統に有意な変動がある場合	○	C
	<P 4>	構内ダストモニタで高警報が発生した場合	●構内ダストモニタで高警報が発生した場合 ※2系統で測定している場合は、2系統ともに高警報が発生又は1系統で高警報が発生し、他の1系統に有意な変動がある場合	○	E

3 . 主な見直し内容

⑥その他記載の適正化など

対象設備	トラブル・事故等分類	改訂前(現行の記載)	改訂後
汚染水処理設備 汚染水貯留設備 等	水漏れの発見 (湯気を含む) <P 7>	【通報タイミング】 ●発生確認後30分以内を目安に通報 (判明している範囲で第1報を入れ、情報が入ったタイミングで第2報以降を発信。漏えい停止、応急処置の方法、応急処置の実施時期の確定等状況が変わった場合も適宜発信)	【通報タイミング】 ●発生確認後30分以内を目安に通報 (判明している範囲で第1報を入れ、情報が入ったタイミングで第2報以降を発信。漏えい停止、応急処置の方法、応急処置の実施時期の確定等状況が変わった場合も適宜発信)
	水たまりの発見 <P 8>	・発見時刻 ・漏えい箇所 ・堰(含建屋、土嚢)の有無	→発見時刻 →漏えい箇所 →堰(含建屋、土嚢)の有無
汚染水貯蔵設備 (タンク・配管・堰)	漏えい、溢水の発見 <P 9>	・漏えい量、漏えい状態(停止/継続) ・水の出所、放射能濃度 ・海洋放出のおそれの有無 ・系統への影響 ・応急処置実施内容、実施時期	→漏えい量、漏えい状態(停止/継続) →水の出所、放射能濃度 →海洋放出のおそれの有無 →系統への影響 →応急処置実施内容、実施時期

3 . 主な見直し内容

⑥その他記載の適正化など

対象設備	トラブル・事故等分類	改訂前(現行の記載)	改訂後	通報基準 (要否)	公表区分
汚染水貯蔵設備 (タンク・配管 ・堰)	水位低下 < P 9 >	タンクパトロール、 水位監視等において タンク水位低下と判 断した場合	●タンクパトロール、水位監視等にお いてタンク水位低下と判断した場合 (計器の誤動作を除く)	○	C
汚染水処理設備 等(滞留水移送 装置)	滞留水移送の計画 外停止 < P 9 >	設備故障により計画 外に停止し、速やか に復旧できない場合 (漏えいの場合は 「水漏れの発見」の 項目に則る)	●設備故障により計画外に停止し、 速 やかに復旧に時間を要する(1日以 上)できない場合 (漏えいの場合は「水漏れの発見」の 項目に則る) 【通報タイミング】 ●復旧に時間を要する(停止が1日以 上)と判断した時点又は停止期間が不 明な場合はその時点から30分以内を 目安に通報	○	C
被ばく関係	線量超過 < P 1 0 >	●法令に定める線量限度を超えた場合、そのおそれのある場 合(1日もしくは作業単位での大量の被ばくの場合) (実効線量100ミリシーベルト/5年&50ミリシーベルト/年、 眼の水晶体150ミリシーベルト/年皮膚500ミリシーベルト /年等)		○	A D ※12
	個人線量計の装着 忘れ(リングバッ チ等も含む) < P 1 0 >	作業等において個人 線量計を装着してい なかった場合	●作業等において個人線量計(ガラス 線量計及びポケット線量計の両方)を 装着していなかった場合 ※ガラス線量計又はポケット線量計の どちらかを装着している場合は対象外	○	E

※12 : 公表区分Dの場合(備考欄に記載されていた内容)を別枠に記載

3 . 主な見直し内容

⑥その他記載の適正化など

対象設備	トラブル・事故等分類	改訂前(現行の記載)	改訂後	通報基準 (要否)	公表区分
設備共通	法令報告該当 <P 1 2>	トラブルが原子炉等規制法等に基づく報告対象に該当すると判断された場合	●トラブルが原子炉等規制法、 電気事業法 等に基づく報告対象に該当すると判断された場合	○	
地下水バイパス	水漏れの発見 <P 1 3>	汲上水が設備外へ流出した場合	●汲上水が設備外へ流出した場合 ※排水基準を満足していることが確認された場合を除く	○	その他
	排水実績 <P 1 3>	排水停止	●排水 終了停止	○	E
サブドレン・地下水ドレン集水設備 サブドレン他浄化設備・移送設備	排水実績 <P 1 3>	排水停止	●排水 終了停止	○	E